

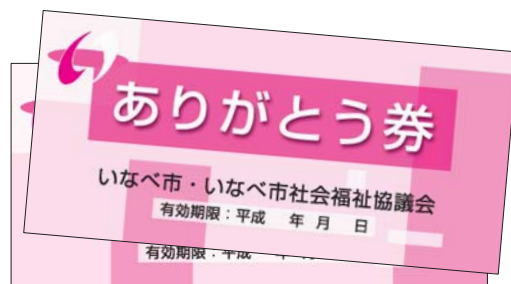
# いなべ市を「ありがとう」であふれるまちに

お世話になった人へ「ありがとう」、「お世話になりました」の言葉とともに感謝の気持ちを形で伝えるための券が「ありがとう券」です。

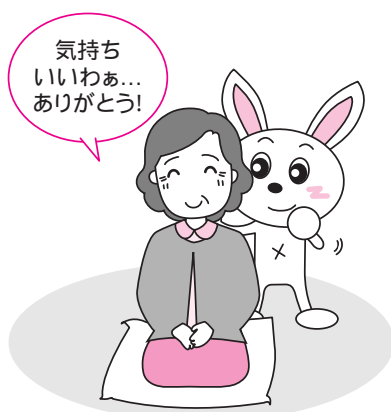
「お世話になったけど、お金や商品券とかは受け取らない方だし...」、「感謝の気持ちを何か形で表したいわ...」、そんな時、ありがとうの言葉とともにそっと添えて渡すことのできる、こころあたたまる券です。

地域ボランティア活動への感謝や、お孫さんからおじいちゃんおばあちゃんへのプレゼントにもいかがでしょうか。

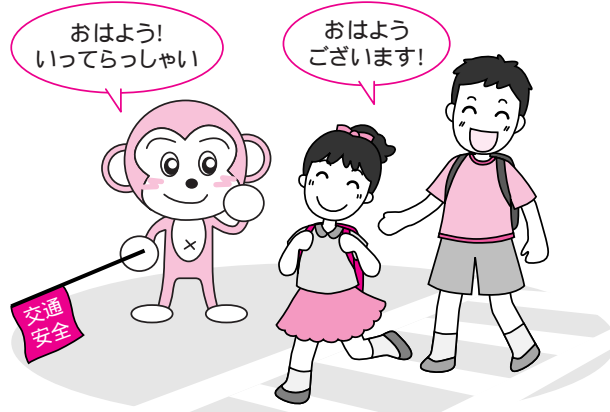
「ありがとう券」は、市のサービスにもお使いいただく予定です。また、他にもより広い分野でお使いいただけるよう、みなさんとともに考えていきたいと思えます。



ごみ拾いで...



肩たたきで...



地域ボランティアで...

## Q ありがとう券はどうすればもらえるの?

毎年、1世帯当たり20枚をこの「リンク」に挟み込んで配布します。今年は3月に配布する4月号に挟み込みます。また、追加の券が必要な方やリンクが届かない方は、社会福祉協議会、駅、病院、福祉に協力していただける店等でももらえます。

## Q 換金することはできるの?

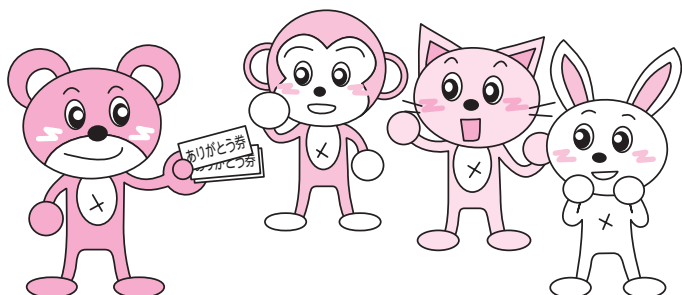
ありがとう券は感謝の気持ちを伝えるための券であり、金券ではありません。そのため、換金や商品の購入等にはお使いいただくことはできません。

## Q いつから使えるの? 有効期限はあるの?

4月1日から使えます。  
有効期限は1年です。「ありがとう券」に書いてありますので、ご確認ください。

## Q どういうことに使えるの?

4月からはじまる「福祉バス」の乗車券や、「講演会等の整理券」としてもお使いいただくことを検討しています。



今後、いろいろな使い方をみなさんと考え、いなべ市を「ありがとう」であふれるまちにしていきたいと思えます。

ぜひ、みなさんのアイデアをお寄せください。

問 大安庁舎 人権福祉課 T 78-3563 F 78-1114